

喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室を 設置される方へ



受動喫煙防止対策として必要な措置があります

喫煙禁止場所の喫煙器具・設備等の撤去

灰皿、スモークテーブル等の撤去
<完全に撤去できない場合>
布等で覆うなどして、使用できない状態にすること。

喫煙禁止場所の施設標識の除去

喫煙できると誤認させるような標識の除去

基準の適合

「喫煙専用室」の基準への適合（裏面参照）

施設標識の掲示

「喫煙専用室」又は「加熱式たばこ専用喫煙室」の標識を施設入口と専用室入口に掲示

20歳未満の者の喫煙室への立入禁止

20歳未満の者を案内しない
20歳未満の従業員を立ち入らせて業務をさせない



喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室の技術的基準

出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、**0.2m 毎秒以上**であること
たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、**壁、天井等によって区画**されていること

ア「**壁、天井等**」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のもの

イ「**区画**」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められない

たばこの煙が屋外又は**外部の場所に排気**されていること



技術的基準に関する経過措置

喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室の技術的基準を満たすことが困難な場合

たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気するために必要な（次の）措置を講ずることにより、技術的基準と同等程度のたばこの煙の流出を防止すること

次のア及びイの要件を満たす機能を有した脱煙機能付喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体を室外に排気すること

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じん量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

